

令和3年5月31日

生徒並びに保護者の皆さま

県立尼崎西高等学校
校長 安曇 茂樹

緊急事態宣言の期間再延長に伴う教育活動の制限等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、兵庫県に発令されている緊急事態宣言の期間が再延長された（6月1日～6月20日）ことに伴う学校での教育活動の制限等について、下記のとおり、お知らせします。

記

- 1 教育活動（6月1日～6月20日）について、引き続き、県外活動（修学旅行を含む）は行いません。また、校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は実施しません。※したがって、6月17日、18日に開催する西高祭については、生徒のみによる実施とし、残念ながら保護者等の参加はご遠慮いただくこととします。
- 2 部活動（6月1日～6月20日）について、引き続き、運動部、文化部とも、大きく制限されていますが、これまでと同様、生徒の皆さんの心身の健康を維持する観点から、大会の有無に関わらず文化部を含め部活動を実施します。
 - (1) 平日(4日)
 - ・十分な感染防止対策を実施したうえで、校内(校内に活動拠点が無い場合は、活動拠点に該当する施設含む)での活動とします。
 - ・活動時間は2時間以内とします。
 - (2) 土日
 - ・原則休止とします。
ただし、高体連スケジュール記載大会（高校総体など）、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）、国民体育大会（その予選を含む）への参加、それに伴う大会初日の3週間前からの練習は可とします。平日と同様に、校内での活動とし、土日のいずれか1日のみ、時間は3時間以内とします。西高祭の準備等についても、これに準じて行うこととします。
 - ・練習試合は行いません。また、合宿等宿泊を伴う活動は行いません。（ただし、公式試合出場に際し、遠距離等の理由から宿泊が必要な場合は可とします。）

3 次のような場面では、マスクの着用がおろそかになりがちですので、特に注意するようにしましょう。

- ・登下校時の会話時、昼食時、部活動等のミーティングや更衣時
- ・学習塾など習い事の行き帰り時

4 不安や恐れなど心理的ストレスを抱えている生徒の皆さんの心のケアのため、学校以外の相談機関等を以下に紹介します。

- ・「ひょうごっ子悩み相談」（電話相談・24時間受付）
0120-0-78310（通話料無料・携帯電話利用可）

- ・「ひょうごっ子SNS悩み相談」

※相談時間：6/20(日)までは受付 16:00～21:30

（通常は受付 17:00～20:30 まで）

LINE等のSNSで利用可能な相談窓口です。（Google等の検索エンジンで「ひょうごSNS」と入力すれば当該サイトが出てきます。）

5 引き続き、以下の感染防止対策に取り組めます。ご協力をお願いいたします。

【登校時】

- ・毎日の登校前の健康観察を必ず行ってください。また、生徒はもとより、同居のご家族に発熱等の風邪症状があったり、PCR検査を受けている方がいる場合は登校しないようにしてください。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置とします。）なお、出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮します。

【教育活動時】

- ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底します。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとります。
- ・マスクの着用を徹底します。（ただし、気温が高くなる時季ですので、十分な距離が取れるところではマスクを外したり、適度な水分補給を心がけて、熱中症の予防に努めます。）
- ・毎日の検温、手洗いを徹底します。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
- ・食事をする場所については、飛沫を飛ばさないような席の配置等を行うとともに、食事中はマスクをはずしての会話は行いません。
- ・不要不急の外出は自粛してください。

☆なお、今回お知らせした内容は、6月1日～6月20日までのものです。今後の感染拡大の状況によっては、緊急事態宣言のさらなる期間延長がなされる可能性があります。そのときはあらためてお知らせします。